

⑯交通環境改善事業認証取得助成金交付要綱

(令和 7 年度)

公益社団法人長野県トラック協会

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益社団法人長野県トラック協会(以下「県ト協」という。)が行うグリーン経営認証取得・登録に係る費用及びエコアクション 21 認証取得・登録に係る費用に対する助成金(以下「助成金」という。)の交付について、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 「グリーン経営」とは、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が行う認証登録制度をいう。
- 2 「エコアクション 21」とは、一般財団法人持続性推進機構が行う認証登録制度をいう。

(助成対象者)

第 3 条 助成の対象者は、前条に定める長野県内事業所の新規及び継続(更新)の認証・登録を行う会員事業者(以下「会員」という。)とする。

(助成期間)

第 4 条 助成期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 2 月末日までの間に、新規登録又は更新手続きを行い料金の支払いが完了しているものとする。

(助成額)

第 5 条 助成額は、新規及び 2 年ごとに行われる継続(更新)に係る審査料ならびに登録費用(消費税、交通費・宿泊費等を除く)の 1/2 額とし、その額が 80,000 円を超えるときは、80,000 円を限度とする。但し、千円未満は切り捨てとする。

- 2 取得・登録を重複して取得しても、助成対象は何れか一つとする。

(交付申請)

第 6 条 その支払が完了したときは、原則として 10 日以内に別紙「交通環境改善認証取得助成金交付申請書」により県ト協会長に対して申請するものとする。

但し、申請の最終締め切りは、令和 8 年 3 月 5 日とする。

(助成金の交付)

第 7 条 予算範囲のなかで先着順に助成する。

(助成する条件)

第 8 条 申請時において、協会費の滞納期間が 3 ヶ月以上又は滞納額が 50,000 円以上ある会員には助成を行わないものとする。

(助成金申請に関する調査協力義務)

第 9 条 助成金の交付を受けた会員は、県ト協から要請があった場合には、当該申請に係る添付書類原本及び関係帳簿等を開示しなければならない。

(助成金の返還)

第10条 県ト協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、県ト協が行う助成事業全てに係る申請の受付及び交付決定は、当分の間行わないものとする。

(その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別にこれを定める。

(附則)

本要綱は、令和7年4月1日より施行する。